

旅客および貨物の最低運賃、寝台料金、特別2等車料金および特別船室料金を定める場合においては、運輸大臣の認可を要すると規定されている。運輸大臣が認可する場合は運輸省設置法の規定にもとづいて運輸審議会にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならないことになっている。→運賃。(山口浪蔵)

こくゆうてつどうじぎょうとくべつかいけいほう 国有鉄道事業特別会計法 旧帝国鉄道会計法(明治42年法律第6号)にかわるものとして昭和22・3・1制定(法律第40号)公布されたものである。この法律は日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)が制定され、同法施行法(昭和24年法律第105号)により昭和24・6・1廃止されたのであるが、その付則第2項により、日本国有鉄道法の改正法律(昭和24年法律第262号)の制定実施をみるまで、効力を有していた。

この法律は、企業の経営成績および財政状態を明確にするため、従来の帝国鉄道会計法における現金主義会計原則を、発生主義会計原則に改める等、企業会計制度にふさわしい特別会計を設置するため、制定されたものである。この法律が規定していたおもな内容は、目的および事業、資本の設定とその範囲、発生主義会計原則の採用、借入金および公債の発行、予算の作成、予備費、予算の繰越、決算、調整資金、支払計画、繰替払制度、積立金、部外からの委託業務、調整勘定の設定、貯蔵品の評価替に伴う措置等で、現行の日本国有鉄道法第4章会計編の規定の母体となったものである。(秋山太郎)

こくゆうてつどうしんぎかい 国有鉄道審議会 昭和22・5新憲法実施に伴ない、国会法等の趣旨によって鉄道会議の審議事項は、国会の常任委員会において審議することとなったため、いきおい鉄道会議は運輸大臣の参与的機関となってしまった。ここにおいて、当時の要請である経済民主化の進展をはかるため運輸、商工業、金融業等の民間経済権者を運輸大臣のブレーンとして集め、これらの人々の意見を運輸行政に反映させるため、閣議決定にもとづき国有鉄道審議会が設置された。当初この審議会はその構成メンバーに、両議院の議員を入れて、強力な官制化した諮問機関とする考えであったが、議員の行政面にタッチすることに強い反対意見があったため、官制化することなく、大臣の純ブレーン・トラストとして、昭和23・9発足した。しかし翌昭和24・6公共企業体日本国有鉄道の発足するにあたって廃止された。

この間調査審議されたおもな事項は、① 国鉄の組織、機構、制度の改革について、② 戦時中に買収した鉄道を払下げる必要があるかについて、③ 鉄道電化についてであった。

なお構成人員は会長1人、副会長1人および委員25人以内、必要によって臨時委員を、専門事項について調査審議するため専門委員を置くことができるとし、委員、専門委員の任期は1年と規定されていた。(並木竹次郎)

こくりつこうえん 国立公園 (英) national park

1 意義

国民の保健増進厚生のために、わが国の風景地中真に傑出したものを選び、自然の姿をそのまま保存するか、あるいは健民に適するように施設をほどこし、内外観光客のための総合観光地としたものであり、昭和6年に制定され、その後しばしば改正された「国立公園法」にもとづき国の指定したものをいう。表に示すとおり1956・9現在、全国にその数20、総面積合計1,784,648haにおよんでいる。全国土面積36,985,900haの4.8%にあたる。

選定の標準は、つぎに示すようなものである。

(1) わが国の風景を代表するに足り、日常体験しがたい感激を与えるような傑出した自然の大風景であること。したがってア 同一形成の風景のうち、傑出していること。イ 自然的風景地で、その区域が広大であること。ウ 地形・すがたが雄大であるか、あるいは風景が変化に富んで美しいこと。

(2) 自然の環境が保健に向き、かつ多数の人の利用に適すること。したがってア 気候、土地、水などの自然的素質が保健的であること。イ 多数の人が探勝、登山、舟遊、温泉浴、休泊などに利用できること。

(3) 国民の教養・文化の向上のためになる資料に富んでいること。したがってア 珍しい地形や、地質、動植物、気象などの自然要素に富んでいること。イ その地域内に史跡、遺跡、特殊建造物などの文化要素が含まれていること。

(4) その所有者や産業の関係でア その土地が主として国有であるか、公有であること イ もし私有地であるならば国立公園とすることに協力的であること ウ 水力電気、農業、林業、水産、鉱業等の各種産業との関係に支障が少ないこと。などがあげられる。

2 世界の国立公園

世界における最初の国立公園は、1872年に設立されたアメリカ合衆国のイエロ・ストン国立公園であるが、その後ホットスプリングスやヨセミテやセコイカ・レニア山等順次加えられ計29箇所、総面積合計11,202,064.27エーカーというぼう大な地域にまたがるにいたった。アメリカの国立公園は同国内務省国立公園局で出版している「国立公園概観」の義解によれば「国立公園は珍しい風景、顕著な現象またはその他異常な特質により、永久に国民の使用と享用のために議会で保留された土地である」としてある。

カナダ、スイス、イタリアその他世界各国は、ある時代のアメリカ型の国立公園に習って、それぞれの国土と国情にふさわしい国立公園を設置して、それぞれ異色のあるものを実現している。

3 わが国の国立公園

わが国の国立公園も範をアメリカにとったのであって、国際的に行われている共通の観念のうちにあるものである。

国立公園はいかに広い地帯を占有していても、それは一種の公園であって、公園という名の示すとおり一定の土地を区画して、これを一般居住や農業や工業や交通等の目的に使用することなく、とくに公衆の保健、休養、教化等に供用するために、公開された土地であるということが本来の姿である。すなわち一般土地の利用を制限して、保留された公共の土地であるということが必要条件である。

わが国の国立公園設定の希望は、明治44年(1911)第28帝国議会に「日光を帝国公園となすの請願」が、日光町長の手で提出されたのがその最初である。また大正9年(1920)第44帝国議会に「明治記念大公園国立の請願」というのが現われ、富士山を国立公園とすべしということが提唱された。大正10年に当時の内務省衛生局は国立公園の調査に乗り出し上高地、雲仙、日光、阿寒等国内16箇所を国立公園の候補地としてあげている。昭和2年に国立公園協会が設立され国立公園法が議会を通過したのは昭和6年である。

国立公園法による国立公園は地帯を普通地域と特別地域に分け、特別地域は以下に掲げる諸項目には主務大臣の許可を必要とすることになっている。すなわち ① 工作物の新築・改築・増築 ② 水面の埋立・干拓 ③ 鉱物の試掘・採掘 ④ 木材の伐採 ⑤ 広告物・看板その他これに関する物件の設置